

証券コード 4999
平成29年6月2日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番2号
ゲートシティ大崎イーストタワー
セメダイン株式会社
代表取締役会長 松 本 有 祐

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月20日（火曜日）当社営業時間の終了の時（午後5時20分）までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第83期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第83期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.cemidine.co.jp/>）において、修正内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、日銀の金融緩和政策を背景に国内の企業収益及び雇用情勢に改善がみられるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。その一方で中国の経済成長減速や英国のEU離脱問題、米国新政権の経済政策の動向など、今後の経済環境に影響を及ぼすような事象がみられました。

一方、当社グループ関連業界は、建築土木関連市場では、政府や日銀の低金利政策などを背景に新設住宅着工戸数の増加がみられるなど、堅調に推移いたしました。工業関連市場では、低迷していた中国をはじめとするアジア諸国経済は下げ止まり、国内外の電機・電子部品市場は回復の兆しがみられました。一般消費者関連市場では、個人消費の伸び悩みから先行きが不透明な状況もみられるものの、雇用所得環境の改善が継続していることなどから緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような環境のもと当社グループは、各市場への新製品の投入や高機能性製品の拡販を継続するとともに、海外市場や国内各市場で積極的な販売活動に努めてまいりました。

当期の売上高は、各市場での売上増加が寄与し、26,493百万円（前年同期比3.0%増）となりました。また利益面につきましては、継続的なコスト低減に努めてまいりましたが、テレビCMの復活など広告宣伝活動を行ったことなどによる販管費の大幅な増加もあり、営業利益は723百万円（前年同期比8.8%減）となりました。さらに一時的な営業外費用が増加し、経常利益は606百万円（前年同期比18.8%減）となりました。特別損益につきましては、土地の売却を含む固定資産売却益44百万円を特別利益に計上いたしました。一方、思美定(寧波)汽車新材料有限公司の固定資産およびセメダインオートモーティブ株式会社ののれんについて減損処理を行い減損損失260百万円を、開業費等の繰延資産の一部について一時償却を行い繰延資産償却費76百万円を、それぞれ特別損失に計上いたしました。

これらにより親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比93.4%減少の25百万円となりました。

以下、当期における市場別販売状況をご報告申し上げます。

建築土木関連市場におきましては、外装用タイル張り用接着剤「セメダインタイルエース P r o」や有機系下地調整塗材である「セメダインタイルアジャスト」などの拡販に努めてまいりました。国内のサイディングメーカー及び住宅設備メーカーなどへの積極的な販売活動を推進したことに加え、新設住宅着工件数の増加が継続したことなどを背景に、売上高は前年同期比4.5%増加の12,780百万円となりました。

工業関連市場におきましては、エレクトロニクス製造・実装・検査に関する展示会「ネプコンジャパン2017」に出展し、導電性接着剤「セメダインSXECA」シリーズをはじめとする高機能接着剤を紹介いたしました。国内外の電機・電子部品市場では売上が低調に推移したものの、海外の自動車市場での売上高の増加などにより、売上高は前年同期比1.3%増加の9,516百万円となりました。

一般消費者関連市場におきましては長持ち撥水のシリコーン・フッ素混合タイプの新製品「セメダイン防水スプレー除菌・消臭」の販売を開始いたしました。

コンビニエンスストアや100円ショップへの売上が増加したことに加え、ホームセンター関連市場への売上が引き続き堅調に推移したことにより、売上高は前年同期比2.4%増加の4,072百万円となりました。

その他の売上は不動産賃貸収入であります。賃貸収入は124百万円（前年同期比2.2%増加）となりました。

なお、民間月面探査レースGoogle Lunar XPRIZE（平成29年12月打ち上げ予定）に日本から参戦する「チームHAKUTO（ハクト）」とコーポレートパートナー契約を締結いたしました。同チームの月面探査車「SORATO（ソラト）」には当社のロゴが表示されているほか、当社の弾性接着技術と同探査車の製作に応用するため、同チームと技術検証を行うなど、厳しい月面環境に負けない接着技術で宇宙への挑戦を支援しております。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、「人を大切にし、より良い製品をより多くの人々に提供することにより社会に貢献する」という創業以来の企業理念に基づき、セメダイングループの企業価値をさらに高めるために下記の重点施策を実施してまいります。

- ・売上高の拡大とコスト体質の改善
- ・高付加価値製品の拡販
- ・海外売上高比率の向上

これらの重点施策を実施するために、現在の海外拠点を有効に活用し、原材料の現地調達などによるコスト削減を含めた積極的な海外展開を進めます。また、顧客の要望を的確に捉え市場視点に立ち、将来視点を持った販売および研究開発活動を推進し、営業、開発および生産の各部門間の連携を強化することにより、グローバルで顧客の問題を解決することに取り組んでまいります。さらに、生産性を高めるためにより良い働き方を目指して業務の見直しを行い、人事制度をはじめとする諸制度の整備も進めてまいります。

特に自動車市場におきましては、構造用接着剤など付加価値の高い製品の投入や徹底した費用削減に加え、抜本的な改革を実施することで事業の再構築を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等および資金調達の状況

当期における企業集団の設備投資の状況につきましては、総額726百万円で、その主なものは、当社および関係会社の接着剤製造設備であります。

なお、所要資金は自己資金によっております。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第80期 (自 平成25年4月 至 平成26年3月)	第81期 (自 平成26年4月 至 平成27年3月)	第82期 (自 平成27年4月 至 平成28年3月)	第83期(当期) (自 平成28年4月 至 平成29年3月)
売 上 高 (百万円)	25,771	25,937	25,731	26,493
経 常 利 益 (百万円)	994	752	746	606
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	775	267	386	25
1株当たり当期純利益 (円)	52.89	18.08	25.94	1.70
総 資 産 (百万円)	20,958	20,828	21,043	21,317
純 資 産 (百万円)	10,382	10,815	10,680	10,479

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社への出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 カ ネ カ	33,046百万円	52.97%	化成品、機能性樹脂、発泡樹脂製品、食品、ライフサイエンス、エレクトロニクス、合成繊維、その他に係る事業

② 親会社との関係

当社は、親会社製品を接着剤の原材料として仕入れており、親会社から出向者の派遣を受けております。

③ 親会社との取引に関する事項

当社は、親会社との取引に関しては、株主平等原則に反しないように、また当社や株主共同の利益を害さないように、取引の重要性や性質に応じて、経済的合理性を確保して実施することとしております。

これらの取引は、取締役会等が当社内の決裁規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、意思決定手続の正当性については問題はないものと考えております。

④ 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
セメダインオートモーティブ株式会社	400百万円	100.0%	接着剤の製造販売
セメダインケミカル株式会社	40百万円	100.0%	接着剤の製造販売
セメダイン販売株式会社	10百万円	100.0%	接着剤の販売
セメダイン化工株式会社	10百万円	100.0%	接着剤の製造販売
台湾施敏打硬股份有限公司	12,500千台湾ドル	60.0%	接着剤の製造販売
思美定(上海)貿易有限公司	140百万円	100.0%	接着剤の販売
CEMEDINE PHILIPPINES CORP.	20,450千フィリピンペソ	100.0%	接着剤の製造販売
CEMEDINE AUTOMOTIVE NORTH AMERICA CO., LTD.	1,000千米ドル	100.0% (100.0%)	接着剤の製造販売
CEMEDINE (THAILAND) CO., LTD.	10,000千バーツ	50.5%	接着剤の製造販売
思美定(寧波)汽車新材料有限公司	28,000千人民币	100.0% (100.0%)	接着剤の製造販売

(注) 1 「当社の出資比率」欄の()内は、間接所有割合で内数であります。

2 平成28年11月30日付で、セメダインオートモーティブ株式会社と現地業務提携先は、思美定(寧波)汽車新材料有限公司の株式譲渡契約を締結いたしました。

⑤ 関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ASIA CEMEDINE CO., LTD.	30,000千バーツ	44.0%	接着剤の製造販売

⑥ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

接着剤、シーリング材などの製造および販売

(7) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都品川区	開発センター	茨城県古河市
大阪事業所	大阪市中央区	茨城工場	茨城県古河市
名古屋事業所	名古屋市千種区	三重工場	三重県亀山市

(注) 上記のほか、札幌、仙台、福岡に営業所があります。

② 子会社の本社および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
セメダインオートモーティブ株式会社 (本社)	東京都品川区	台湾施敏打硬股份有限公司 (本社および工場)	台湾 新北市
セメダインオートモーティブ株式会社 (工場)	愛知県碧南市	思美定(上海)貿易有限公司 (本社)	中華人民共和国 上 海 市
セメダインケミカル株式会社 (本社および工場)	岡山県加賀郡	CEMEDINE PHILIPPINES CORP. (本社および工場)	フィリピン共和国 カ ビ テ 州
セメダイン販売株式会社 (本社)	横浜市港北区	CEMEDINE AUTOMOTIVE NORTH AMERICA CO.,LTD. (本社)	アメリカ合衆国 オ ハ イ オ 州
セメダイン化工株式会社 (本社および工場)	茨城県古河市	CEMEDINE (THAILAND) CO.,LTD. (本社および工場)	タイ王国バンコク市
セメダイン化工株式会社 (工場)	茨城県常総市	思美定(寧波)汽車新材料有限公司 (本社および工場)	中華人民共和国 浙 江 省

(注) 平成28年7月1日付で、CEMEDINE AUTOMOTIVE NORTH AMERICA CO.,LTD. はアメリカ合衆国ミネソタ州から同国オハイオ州へ移転いたしました。

③ 関連会社の本社および工場

名 称	所 在 地
ASIA CEMEDINE CO.,LTD. (本社および工場)	タイ王国バンコク市

(8) 従業員の状況

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
528(194)	増7(増13)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(顧問、嘱託、準社員、パートタイマー、派遣社員)は()内に当期の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	250百万円
三井住友銀行(中国)有限公司	194百万円
株式会社りそな銀行	150百万円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の数 14,907,771株（自己株式259,229株を除く）
- (3) 株主数 2,300名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 カ ネ カ	7,896,900	52.97
セ メ ダ イ ン 共 栄 会	1,460,400	9.79
日 本 ウ イ リ ン グ 株 式 会 社	430,000	2.88
株 式 会 社 L I X I L	300,000	2.01
三 菱 商 事 株 式 会 社	232,500	1.55
ア ジ ア ケ ン デ ィ ジ ャ パ ン 株 式 会 社	205,000	1.37
三 木 産 業 株 式 会 社	200,000	1.34
セ メ ダ イ ン 従 業 員 持 株 会	163,740	1.09
東 京 材 料 株 式 会 社	138,500	0.92
黒 川 靖 生	134,000	0.89

(注) 持株比率については、自己株式（259,229株）を控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

① 平成20年9月26日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

8個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式8,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第1回（163,000円）	平成20年10月21日～ 平成40年10月20日	8個	1名

② 平成21年7月24日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

8個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式8,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第2回（273,000円）	平成21年8月12日～ 平成41年8月11日	8個	1名

③ 平成22年7月9日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

8個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式8,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第3回（293,000円）	平成22年7月27日～ 平成42年7月26日	8個	1名

④ 平成23年6月24日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

7個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式7,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第4回（342,000円）	平成23年7月15日～ 平成43年7月14日	7個	1名

⑤ 平成24年6月22日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

12個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式12,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第5回（352,000円）	平成24年7月13日～ 平成44年7月12日	12個	2名

⑥ 平成25年6月19日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

14個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式14,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第6回（388,000円）	平成25年7月10日～ 平成45年7月9日	14個	2名

⑦ 平成26年6月19日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

22個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式22,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第7回（388,000円）	平成26年7月11日～ 平成46年7月10日	22個	4名

⑧ 平成27年6月19日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

26個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式26,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第8回（415,000円）	平成27年7月10日～ 平成47年7月9日	26個	4名

⑨ 平成28年6月22日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

32個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式32,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第9回（441,000円）	平成28年7月8日～ 平成48年7月7日	32個	5名

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
※取締役 会長	松 本 有 祐	
※取締役 社長	岩 切 浩	
取 締 役	舘 野 信	生産・物流本部長
取 締 役	鈴 木 禎 爾	営業本部長兼事業戦略室長兼CS推進室長
取 締 役	栢 野 宣 昭	管理本部長兼情報統括室長
取 締 役	及 川 隆 夫	
取 締 役	小 町 千 治	
監 査 役 (常勤)	堀 江 康 信	
監 査 役	小 澤 徹 夫	東京富士法律事務所弁護士 株式会社ローソン社外監査役 積水化学工業株式会社社外監査役 ユナイテッド・アーバン投資法人監督役員
監 査 役	細 野 幸 男	キュービーネットホールディングス株式会社 常勤監査役
監 査 役	渡 辺 政 宏	公認会計士

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役のうち及川隆夫、小町千治の2氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役のうち小澤徹夫、細野幸男、渡辺政宏の3氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 渡辺政宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 細野幸男氏は、平成28年6月24日付で株式会社エス・エム・エス社外監査役(常勤)を退任し、同日付で同社の補欠の社外取締役となりました。また、平成28年9月29日付でキュービーネットホールディングス株式会社常勤監査役に就任いたしました。
6. 平成29年4月1日付で、下記のとおりに地位および担当が変更となりました。

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
取 締 役 副 社 長	岩 切 浩	
取 締 役	舘 野 信	
取 締 役	鈴 木 禎 爾	

7. 平成29年4月1日付で、下記のとおり執行役員の変動がありました。

新	氏名	旧
社長執行役員	岡部 貴	株式会社カネカ執行役員高機能性樹脂事業部長
執行役員生産・物流本部長兼生産企画戦略室長	香西 正博	執行役員生産企画戦略室長
執行役員営業本部長兼事業戦略室長兼CS推進室長	大津 功	PT. Kaneka Foods Indonesia勤務

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

なお、この責任の限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	員数	報酬等の種類別の総額（百万円）			報酬等の総額 （百万円）
		固定報酬	変動報酬	ストック・オプション	
取締役 （うち社外取締役）	7名 （2名）	103 （18）	—	13 （—）	116 （18）
監査役 （うち社外監査役）	5名 （3名）	38 （21）	—	—	38 （21）

（注）上記のほか、使用人兼務取締役（3名）の使用人分給与を37百万円支払っております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等は、各取締役ごとの担当職務に対する実績を評価して定める報酬、会社業績に応じて支給する賞与および株主とリスクを共有する観点から導入された株式報酬型ストック・オプションから構成されております。具体的金額は、定期同額給与については、社外監査役で構成する報酬検討委員会での審議を経て取締役会で決定することとし、利益連動給与および株式報酬型ストック・オプションについては、一定の基準に基づき取締役会で決定することとしております。

なお、監査役（社外監査役含む）の報酬等は、固定報酬のみであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との兼職の状況
該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員との兼職の状況

社外役員	兼職の状況	他の法人等と当社の関係
小澤徹夫	東京富士法律事務所弁護士	いずれも特別の関係はありません。
	株式会社ローソン社外監査役	
	積水化学工業株式会社社外監査役	
	ユナイテッド・アーバン投資法人監督役員	
渡辺政宏	公認会計士	特別の関係はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

取締役 及川隆夫氏は、当期開催の取締役会17回の全てに出席し、主に出身分野である製造業の知識・見地から、適宜助言・提言等を行っております。

取締役 小町千治氏は、当期開催の取締役会17回の全てに出席し、主に総合商社および金融機関で培われた知識・見地から、適宜助言・提言等を行っております。

監査役 小澤徹夫氏は、当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また当期開催の監査役会18回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役の職務の執行について、その適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言等を行っております。

監査役 細野幸男氏は、当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また当期開催の監査役会18回の全てに出席し、主にその経歴によって培われた知識・見地から意見を述べ、取締役の職務の執行について、その適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言等を行っております。

監査役 渡辺政宏氏は、当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また当期開催の監査役会18回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役の職務の執行について、その適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言等を行っております。

⑤ 当社の親会社等または親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る報酬等の額 26百万円
- ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 26百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行の状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。
- 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを監査役会に請求し監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。これらの場合は、取締役会と監査役会との間でその理由等について意思疎通を図るとともに、株主総会参考書類にその理由を記載します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、事実関係を確認の上、会計監査人の解任の是非について審議し、決定します。解任する場合は、監査役全員の同意によってこれを行い、その旨および理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容

当社が、業務の適正を確保するために取締役会にて決議をした内容は次のとおりであります。

1. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス（法令等遵守）全体を統括し、推進する組織として、社長が任命したチーフコンプライアンスオフィサーを委員長とし、部門長および関係会社社長を委員とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」（以下「CR管理委員会」）を設ける。
- (2) 取締役および全ての使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として「セメダイングループ コンプライアンス・リスク管理マニュアル」（以下「CR管理マニュアル」）を制定し、コンプライアンスの推進に関する施策等を定める。
- (3) 「CR管理委員会」は、「セメダイングループ行動規範」を定め、取締役および全ての使用人に同規範（カードに記載）の常時携帯を義務づけ、コンプライアンスを自らの問題として業務の遂行にあたるよう周知させるとともに、人事総務部が主管部門となって研修等を通じてコンプライアンスの指導をする。
- (4) コンプライアンスに関する社内通報制度として、CR管理委員会事務局および外部第三者機関を情報受領者とする社内通報システムを整備し、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを明確にする。
- (5) 「CR管理委員会」は、これら活動を定期的に取り締役会および監査役に報告する。
- (6) コンプライアンスの状況は、監査室が監査する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を、保存媒体に応じて適切かつ確実に、検索性の高い状態で保存・管理する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 品質、環境、災害、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについて、「CR管理委員会」が組織横断的に監視および対応を行い、会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める仕組みを構築する。
- (2) これらのリスクを未然に防止し、または適切に管理するために、「CR管理マニュアル」に基づき、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行う。
- (3) 「品質保証本部」を設置し、「安全、安心を追求する」品質保証体制を構築し、機能させている。また、社会からの環境への要請に応えることおよびグループ全体の安全衛生を統括することを目的として、「品質保証本部」内に「環境安全衛生部」を設ける。
- (4) 災害時の社員安否確認のために、緊急時や任意のタイミングで社員及びそのご家族にメールを一斉送信する緊急通報・安否確認システムを整備する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2) 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役および執行役員が出席する経営会議を原則として毎月2回開催し、別途定める規則等に基づいて、一定の範囲の重要事項および取締役会の付議に先立つ事前審議事項に係る意思決定を機動的に行う。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社各社に対し、業績に関する月次報告および四半期報告を義務付け、担当する各取締役が適切に対応する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「CR管理委員会」が当社グループ全体のリスクの監視および対応に当たる。
 - ② 「品質保証本部」が当社グループ全体の品質保証・品質管理を担当する。
 - ③ 監査室が当社グループ全体のコンプライアンスの状況を監査する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 子会社における一定額以上の資産・資本の増減等財務に関する事項については、当社の経営会議決議事項とし、意思決定の役割分担を明確にする。
 - ② 当社グループ全体の販売体制については営業本部が、生産体制については生産・物流本部が、自動車関連事業戦略については自動車事業部が統括する。
- (4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
「CR管理マニュアル」「セメダイングループ行動規範」は、当社グループ共通に適用されるものとし、通報システムの範囲は当社グループ全体とする。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制に関する事項

必要に応じて監査室、人事総務部および管理部が監査役会事務局業務および監査役の職務の補助を行う。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないことを業務分掌規程に明記し、これを徹底する。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役および使用人が監査役会に報告するための体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報システムによる通報状況およびその内容をすみやかに報告する。監査役が出席する会議、監査役が閲覧する資料、監査役に定期的および臨時的に報告する事項等については、取締役と監査役会との協議により決定する。

(2) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会に報告するための体制

当社グループ内においてコンプライアンス違反または重大なリスク要因を発見した者は、自らまたは上司を通じて、社内通報窓口である「CR管理委員会」にすみやかに報告するものとし、常勤監査役が当該委員会に出席し、または当該委員会が監査役会に定期報告することにより、監査役会がこれらの報告を受ける。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「CR管理委員会」事務局および外部第三者機関を情報受領者とする社内通報システムにおいては、通報者の匿名性を確保し、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを「CR管理マニュアル」で明確にする。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

「監査役監査基準」において、監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を会社に提示すること、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができることを明確にする。

11. その他監査役会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役会は、当社および当社グループ各社の業務および財産の状況の調査その他監査業務の遂行にあたり、効率的な監査を実施するため、監査室等と緊密な連携を保つものとする。また、監査役会と代表取締役およびその他取締役と必要に応じて意見交換を行う。

12. 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法に基づき、当社および当社グループ各社の財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制（財務報告に係る内部統制）の有効性が確保されるよう、取締役会の監督のもとに内部統制委員会を置き、同委員会が中心となって同体制の適切な整備・運用を推進する。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応し、一切の関係を遮断する。
- (2) 反社会的勢力への対応については「セメダイングループ行動規範」に定め、取締役および全ての使用人に常時携帯を義務づけ周知する。
- (3) 不当な要求がなされた場合には、組織で対応を行い、警察・弁護士等外部機関と連携し対応する。不当要求への対応総括部署は人事総務部（責任者：人事総務部長）とし、平時より所轄の警察署や関連団体との連携を密にし、情報収集や協力体制の構築に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における主な取組みは次のとおりであります。

1. 内部統制システム全般

- ① 定期（四半期ごと）および臨時（必要に応じ）に「CR管理委員会」の全体会議を開催し、グループ全体におけるリスク要因の報告、確認を行い、その結果を取締役会および監査役会に報告しました。
- ② 各部署において、コンプライアンス・リスク管理についての教育計画を策定し、「CR管理委員会」において計画の実施状況が報告されました。

2. コンプライアンス

- ① 定期の朝礼において「セメダイングループ行動規範」を唱和しました。
- ② 日本接着剤工業会主催の「下請適正取引等の推進のためのガイドラインの講習会」を、関係各部署の担当者が受講しました。

3. 財務報告に係る内部統制

内部統制委員会は、財務報告に係る内部統制に関する年度計画に基づき、内部統制の整備状況および運用状況の評価ならびに各部門への不備、改善点の指摘をしました。

4. 内部監査

監査室は、監査計画に基づき、当社およびグループ全体の内部監査を実施しました。

5. その他の損失の危険の管理

- ① 緊急通報・安否確認システムにより、安否確認テストを実施しました。
- ② 公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会が開催する研修会に参加する等、反社会的勢力に関する情報を収集しました。
- ③ CR管理委員会内において、監査室長がリスクマネジメントに関する講習を実施しました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,764,278	流 動 負 債	9,354,734
現金及び預金	3,752,396	支払手形及び買掛金	6,506,499
受取手形及び売掛金	7,287,474	電子記録債務	631,641
電子記録債権	458,196	短期借入金	575,414
商品及び製品	1,848,725	リース債務	85,577
仕 掛 品	215,162	未払法人税等	230,370
原材料及び貯蔵品	795,186	賞与引当金	321,286
繰延税金資産	153,171	そ の 他	1,003,944
そ の 他	258,760	固 定 負 債	1,482,521
貸倒引当金	△4,794	長期借入金	19,537
固 定 資 産	6,531,472	リース債務	81,959
有 形 固 定 資 産	4,662,778	繰延税金負債	49,945
建物及び構築物	2,142,911	退職給付に係る負債	958,833
機械装置及び運搬具	648,896	そ の 他	372,245
工具、器具及び備品	222,940	負 債 合 計	10,837,255
土地	1,060,970	(純資産の部)	
リース資産	230,772	株 主 資 本	9,855,930
建設仮勘定	356,286	資 本 金	3,050,375
無 形 固 定 資 産	621,087	資本剰余金	2,579,081
の れ	96,931	利益剰余金	4,311,074
借 地 権	62,689	自 己 株 式	△84,600
ソフトウェア	447,429	その他の包括利益累計額	210,002
そ の 他	14,037	その他有価証券評価差額金	118,054
投資その他の資産	1,247,607	為替換算調整勘定	59,431
投資有価証券	737,700	退職給付に係る調整累計額	32,516
繰延税金資産	201,782	新株予約権	47,792
そ の 他	313,258	非支配株主持分	366,119
貸倒引当金	△5,134	純 資 産 合 計	10,479,844
繰 延 資 産	21,348	負 債 及 び 純 資 産 合 計	21,317,099
創 立 費	87		
開 業 費	21,260		
資 産 合 計	21,317,099		

連結損益計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		26,493,052
売 上 原 価		19,287,623
売 上 総 利 益		7,205,428
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,481,510
営 業 利 益		723,918
営業外収益		
受 取 利 息	2,894	
受 取 配 当 金	17,050	
持分法による投資利益	2,397	
受取ロイヤリティー	56,346	
そ の 他	70,945	149,633
営業外費用		
支 払 利 息	21,536	
支 払 補 償 費	54,874	
売 上 割 引	76,859	
為 替 差 損	8,674	
そ の 他	105,278	267,223
経 常 利 益		606,328
特別利益		
固 定 資 産 売 却 益	44,445	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	687	45,132
特別損失		
減 損 損 失	260,615	
繰 延 資 産 償 却 費	76,171	
固 定 資 産 除 売 却 損	8,679	345,466
税金等調整前当期純利益		305,994
法人税、住民税及び事業税	375,361	
法人税等調整額	△89,627	285,733
当 期 純 利 益		20,260
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△5,127
親会社株主に帰属する当期純利益		25,387

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,050,375	2,659,881	4,434,765	△84,576	10,060,445
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△149,078	—	△149,078
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	25,387	—	25,387
自己株式の取得	—	—	—	△24	△24
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	△80,800	—	—	△80,800
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△80,800	△123,690	△24	△204,515
当 期 末 残 高	3,050,375	2,579,081	4,311,074	△84,600	9,855,930

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利益 累計額計 合 計			
当 期 首 残 高	22,141	85,691	26,910	134,744	34,510	451,046	10,680,746
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△149,078
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	25,387
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△24
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	△80,800
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	95,913	△26,259	5,605	75,258	13,281	△84,926	3,613
連結会計年度中の変動額合計	95,913	△26,259	5,605	75,258	13,281	△84,926	△200,902
当 期 末 残 高	118,054	59,431	32,516	210,002	47,792	366,119	10,479,844

連結注記表

I. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

II. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社は、10社であります。

主要な連結子会社の名称は、セメダインオートモーティブ株式会社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社は、1社であります。

持分法を適用した関連会社の名称は、ASIA CEMEDINE CO., LTD. であります。

(2) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
セメダインオートモーティブ㈱	12月31日
セメダイン販売㈱	12月31日
セメダイン化工㈱	12月31日
セメダインケミカル㈱	12月31日
台湾施敏打硬股份有限公司	12月31日
思美定(上海)貿易有限公司	12月31日
CEMEDINE PHILIPPINES CORP.	12月31日
CEMEDINE AUTOMOTIVE NORTH AMERICA CO., LTD.	12月31日
CEMEDINE (THAILAND) CO., LTD.	12月31日
思美定(寧波)汽車新材料有限公司	12月31日

連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの … 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

総平均法または移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

国内連結子会社は主として定率法を採用し、当社及び国外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～8年

工具、器具及び備品 2～20年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却方法については、従来、当社及び国内連結子会社については主として定率法を、国外連結子会社については主として定額法を採用していましたが、当連結会計年度より、当社の減価償却方法を定額法に変更しております。

この変更は、平成28年度税制改正により建物附属設備及び構築物の償却方法が定額法に変更されたこと、並びに当社の親会社である株式会社カネカの連結グループにおける償却方法の統一の観点により検討した結果、当社で使用している固定資産は長期安定的に稼働する資産がほとんどであることから、変更により更に正確に費用収益を反映し、期間損益が一層適切なものとなるとの判断により、実施したものであります。

なお、この変更により、従来の方法を継続した場合と比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ56,468千円増加しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

① 創立費

5年による均等償却を行っております。

② 開業費

5年による均等償却を行っております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。国外連結子会社は、債権内容により個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度より費用処理しております。また、過去勤務費用については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度より費用処理しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却は、10年間で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 連結計算書類作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債については、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用についても在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。但し、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は個々の資産の取得価額に算入しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

III. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	10,786,749千円
2. 国庫補助金等による圧縮記帳額	
建物及び構築物	60,728千円
機械装置及び運搬具	43,808千円
工具、器具及び備品	235千円
土地	30,600千円

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

	当連結 会計年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末
普通株式（千株）	15,167	-	-	15,167

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払金額

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たりの 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月22日 定時株主総会	普通株式	74,539	5.00	平成28年3月31日	平成28年6月23日
平成28年11月4日 取締役会	普通株式	74,539	5.00	平成28年9月30日	平成28年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額（千円）	1株当たりの 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	74,538	5.00	平成29年3月31日	平成29年6月22日

3. 新株予約権等の目的となる株式の種類及び総数に関する事項

普通株式	137,000株
------	----------

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等に限定しております。また、運転資金の調達には銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、取引先との取引関係の維持を目的として保有している株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、一年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主として運転資金に必要な資金の調達を目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社における受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る信用リスクは、信用管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務情報の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、連結子会社についても、当社の信用管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券に係る市場リスクは、四半期毎に時価の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループでは、月中の資金残高を適宜把握し、必要に応じて資金を手当てすることで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注2)をご参照下さい。）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額 （※1）	時価（※1）	差額
(1) 現金及び預金	3,752,396	3,752,396	-
(2) 受取手形及び売掛金	7,287,474	7,287,474	-
(3) 電子記録債権	458,196	458,196	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	642,950	642,950	-
(5) 支払手形及び買掛金	(6,506,499)	(6,506,499)	-
(6) 電子記録債務	(631,641)	(631,641)	-
(7) 短期借入金	(575,414)	(575,414)	-
(8) 長期借入金	(19,537)	(17,501)	△2,036
(9) リース債務（※2）	(167,536)	(156,391)	△11,145

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で表示しております。

（※2）1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当期帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、並びに (7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当期帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金、並びに (9) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規の同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
関連会社株式	70,146
非上場株式	24,603

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

VI. 賃貸等不動産に関する事項

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都品川区において、賃貸用マンション（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
815,598	2,260,000

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価の算定方法

期末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づく金額であります。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 675円21銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1円70銭 |

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,772,468	流動負債	8,206,721
現金及び預金	1,842,773	支払手形	994,969
受取手形	1,899,520	電子記録債務	1,099,043
電子記録債権	383,174	買掛金	4,664,076
売掛金	4,553,062	短期借入金	400,000
商品及び製品	1,582,724	未払金	128,370
仕掛品	193,037	未払費用	389,356
原材料及び貯蔵品	454,328	未払消費税等	134,517
前払費用	45,016	未払消費税等	38,446
短期貸付金	638,230	賞与引当金	272,430
未収入金	1,033,006	設備関係支払手形	64,066
繰延税金資産	111,421	その他	21,445
その他	38,810	固定負債	1,119,636
貸倒引当金	△2,638	退職給付引当金	757,210
固定資産	5,824,002	長期未払金	25,480
有形固定資産	2,716,623	長期預り保証金	336,945
建物	1,642,552	負債合計	9,326,358
構築物	54,026	(純資産の部)	
機械及び装置	346,054	株主資本	9,104,266
車両運搬具	7,284	資本金	3,050,375
工具、器具及び備品	118,221	資本剰余金	2,676,947
土地	504,754	資本準備金	2,676,947
建設仮勘定	43,730	利益剰余金	3,461,544
無形固定資産	477,394	利益準備金	158,000
借地権	57,779	その他利益剰余金	3,303,544
ソフトウェア	407,509	資産圧縮積立金	129,681
その他	12,106	別途積立金	2,500,000
投資その他の資産	2,629,984	繰越利益剰余金	673,862
投資有価証券	659,953	自己株式	△84,600
関係会社株式	355,725	評価・換算差額等	118,054
関係会社出資金	140,000	その他有価証券評価差額金	118,054
関係会社長期貸付金	1,137,000	新株予約権	47,792
繰延税金資産	136,775	純資産合計	9,270,112
その他	205,504	負債及び純資産合計	18,596,470
貸倒引当金	△4,975		
資産合計	18,596,470		

損益計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

科 目		金 額	
		千円	千円
売 上	高 価		20,991,973
売 上 原 価	売 上 原 価		15,523,070
売 上 総 利 益	売 上 総 利 益		5,468,902
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,945,227
営 業 外 収 益	営 業 外 収 益		523,674
受 取 利 息	受 取 利 息	13,859	
受 取 配 当 金	受 取 配 当 金	248,375	
そ の 他	そ の 他	48,707	310,942
営 業 外 費 用	営 業 外 費 用		
支 払 利 息	支 払 利 息	2,148	
支 払 補 償 費	支 払 補 償 費	54,874	
売 上 割 引	売 上 割 引	76,295	
そ の 他	そ の 他	19,593	152,912
経 常 利 益	経 常 利 益		681,705
特 別 利 益	特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	40,265	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	投 資 有 価 証 券 売 却 益	687	40,952
特 別 損 失	特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	固 定 資 産 除 売 却 損	8,664	
子 会 社 株 式 評 価 損	子 会 社 株 式 評 価 損	309,422	318,086
税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益		404,571
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	155,320	
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	△460	154,859
当 期 純 利 益	当 期 純 利 益		249,711

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	3,050,375	2,676,947	2,676,947	158,000	3,202,911	3,360,911
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△149,078	△149,078
当期純利益	—	—	—	—	249,711	249,711
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	100,632	100,632
当 期 末 残 高	3,050,375	2,676,947	2,676,947	158,000	3,303,544	3,461,544

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△84,576	9,003,658	22,141	22,141	34,510	9,060,309
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	△149,078	—	—	—	△149,078
当期純利益	—	249,711	—	—	—	249,711
自己株式の取得	△24	△24	—	—	—	△24
資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	95,913	95,913	13,281	109,194
事業年度中の変動額合計	△24	100,608	95,913	95,913	13,281	209,802
当 期 末 残 高	△84,600	9,104,266	118,054	118,054	47,792	9,270,112

その他利益剰余金内訳

(単位：千円)

	資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
当期首残高	141,789	2,500,000	561,121	3,202,911
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	△149,078	△149,078
当期純利益	—	—	249,711	249,711
自己株式の取得	—	—	—	—
資産圧縮積立金の取崩	△12,108	—	12,108	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	△12,108	—	112,741	100,632
当期末残高	129,681	2,500,000	673,862	3,303,544

個別注記表

I. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの … 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～8年

工具、器具及び備品 2～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

有形固定資産の減価償却方法については、従来、建物（建物附属設備を除く）並びに三重工場の建物附属設備、構築物、機械及び装置は定額法を、その他は定率法を採用しておりましたが、当事業年度から全ての資産に対する減価償却方法を定額法に変更しております。

この変更は、平成28年度税制改正により建物附属設備及び構築物の償却方法が定額法に変更されたこと、並びに当社の親会社である株式会社カネカの連結グループにおける償却方法の統一の観点により検討した結果、当社で使用している固定資産は長期安定的に稼働する資産がほとんどであることから、変更により更に正確に費用収益を反映し、期間損益が一層適切なものとなるとの判断により、実施したものであります。

なお、この変更により、従来の方法を継続した場合と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ56,468千円増加しております。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) 長期前払費用
定額法を採用しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌事業年度より費用処理しております。また、過去勤務費用については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度より費用処理しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 退職給付に係る会計処理
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
 - (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。但し、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は個々の資産の取得価額に算入しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

固定資産に含まれる繰延税金資産	
退職給付引当金	225,194千円
子会社株式評価損	225,065千円
ストック・オプション費用	11,088千円
その他の	27,227千円
小計	488,576千円
評価性引当額	△246,702千円
合計	241,874千円

固定負債に含まれる繰延税金負債	
資産圧縮積立金	54,949千円
その他有価証券評価差額金	50,148千円
合計	105,098千円

固定資産に含まれる繰延税金資産の純額 136,775千円

VII. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	セメダイン オートモー ティブ㈱	東京都 品川区	400,000	接着剤 の製造 販売	直接 100.0%	製品の 販売	資金の貸 付	714,000	貸付金	1,454,000
							貸付利息	9,991		
子会社	セメダイン ケミカル㈱	岡山県 加賀郡	40,000	接着剤 の製造 販売	直接 100.0%	製品の 仕入	製品等の 仕入	2,475,885	買掛金	259,241
							材料等の 売却	(2,182,105)	電子記録 債務	467,401
							出向者に 係る人件 費の立替	12,000	未収入金	757,098
							貸付利息	3,802	貸付金	320,000

- 注 1. 上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 当社製品の売上及び仕入については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (3) セメダインケミカル㈱に対する材料類の売却については、当社はセメダインケミカル㈱の指示に基づき材料類を購入し、購入価額と同額で売却しております。取引金額の()内は取引の総額であり、計算書類上は購入額と売却額を相殺して表示しております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 618円63銭
2. 1株当たり当期純利益 16円75銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

セメダイン株式会社

取締役会 御中

東 邦 監 査 法 人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 齋藤 義文 ㊞

指定社員

業務執行社員

公認会計士 神戸 宏明 ㊞

指定社員

業務執行社員

公認会計士 小林 広治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セメダイン株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セメダイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より有形固定資産の減価償却方法を主として定率法から定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

セメダイン株式会社

取締役会 御中

東 邦 監 査 法 人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 齋藤義文 ㊞

指定社員

業務執行社員

公認会計士 神戸宏明 ㊞

指定社員

業務執行社員

公認会計士 小林広治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セメダイン株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より有形固定資産の減価償却方法を主として定率法から定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、監査室その他使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法等に定める財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東邦監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業報告を受け、また必要に応じて往査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

セメダイン株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	堀 江 康 信	㊟
社 外 監 査 役	小 澤 徹 夫	㊟
社 外 監 査 役	細 野 幸 男	㊟
社 外 監 査 役	渡 辺 政 宏	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第83期の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的な配当を維持することならびに将来の事業展開に備えた内部留保を確保することを総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり10円となります。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は、74,538,855円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月22日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員して取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	まつ 松 もと 本 ゆう 有 すけ 祐 (昭和22年4月22日生)	昭和45年4月 当社入社 平成14年4月 当社H I 事業部長 平成17年4月 当社管理部長 (総務担当) 平成18年4月 当社人事総務部長 平成18年6月 当社取締役人事総務部長 平成20年6月 当社常務取締役管理本部長兼人事総務部長 平成24年4月 当社常務取締役管理本部長 平成26年2月 当社常務取締役管理本部長兼購買部長 平成27年4月 当社代表取締役会長 (現任)	61,700株
2	※ おおか 岡 べ 部 かん 貫 (昭和35年8月4日生)	昭和58年4月 鐘淵化学工業株式会社 (現 株式会社カネカ) 入社 平成10年4月 Kaneka Belgium N.V. へ出向 平成24年3月 株式会社カネカ高機能性樹脂事業部長 平成27年6月 同社執行役員高機能性樹脂事業部長 平成29年4月 当社社長執行役員 (現任)	0株
3	いわた 岩 きり 切 ひろし 浩 (昭和28年9月2日生)	昭和55年4月 鐘淵化学工業株式会社 (現 株式会社カネカ) 入社 平成18年4月 同社研究開発本部エレクトロニクスR Dセンターエレクトロニクス研究所長 平成18年11月 同社研究開発本部先端材料開発R Dセンター先端材料開発研究所副所長 平成22年12月 同社R D推進部上席幹部 平成24年4月 当社入社 当社技術本部長 平成24年6月 当社取締役技術本部長 平成25年4月 当社常務取締役技術本部長 平成27年4月 当社代表取締役社長 平成29年4月 当社取締役副社長 (現任)	14,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
4	かや の のぶ あき 栢 野 宣 昭 (昭和28年2月9日生)	昭和50年4月 鐘淵化学工業株式会社(現 株式会 社カネカ)入社 平成24年6月 同社秘書室長 平成25年5月 同社理事秘書室長 平成27年4月 当社入社 当社執行役員管理本部長兼情報統括 室長 平成28年1月 当社執行役員管理本部長兼人事総務 部長兼情報統括室長 平成28年4月 当社執行役員管理本部長兼情報統括 室長 平成28年6月 当社取締役管理本部長兼情報統括室 長(現任)	10,100株
5	※ こう さい まさ ひろ 香 西 正 博 (昭和30年1月5日生)	昭和53年4月 鐘淵化学工業株式会社(現 株式会 社カネカ)入社 平成19年4月 同社高砂工業所合成樹脂製造部長 平成21年3月 同社鹿島工場長 平成24年4月 Kaneka (Malaysia) Bhd. 社長 平成27年4月 株式会社カネカ理事 生産技術部企 画担当 平成28年11月 当社執行役員生産企画戦略室長 平成29年4月 当社執行役員生産・物流本部長 兼生産企画戦略室長(現任)	0株
6	※ おお つ いさお 大 津 功 (昭和35年8月25日生)	平成4年12月 鐘淵化学工業株式会社(現 株式会 社カネカ)入社 平成6年2月 Kaneka Texas Corporation (現 Kaneka North America LLC)へ出向 株式会社カネカに復職 平成15年12月 株式会社カネカに復職 平成22年4月 Kaneka India Pvt.Ltd. 社長 平成28年4月 PT.Kaneka Foods Indonesia 社長 平成29年4月 当社執行役員営業本部長兼事業戦略 室長兼CS推進室長(現任)	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
7	及川隆夫 (昭和22年11月7日生)	昭和45年4月 日本コンクリート工業株式会社入社 平成15年4月 日コン丸五販売株式会社取締役東京支店長 平成17年4月 東日本日コン株式会社代表取締役社長 平成19年7月 日本コンクリート工業株式会社執行役員 平成21年6月 同社取締役執行役員 平成27年6月 当社取締役(現任)	12,400株
8	小町千治 (昭和32年4月22日生)	昭和55年4月 三井物産株式会社入社 平成10年1月 ドイツ三井物産有限会社デュッセルドルフ本店 平成14年4月 三井物産株式会社合成樹脂第二部包装材料室長 平成16年4月 同社関西支社業務部長 平成18年4月 欧州三井物産株式会社 平成22年4月 三井物産株式会社機能化学品本部長補佐 平成22年12月 株式会社ゆうちょ銀行入行 平成23年4月 同行執行役 平成24年4月 同行常務執行役 平成27年6月 当社取締役(現任)	7,400株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 及川隆夫氏および小町千治氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
及川隆夫氏は、製造業における企業経営の豊富な経験や実績を有しており、当社の経営全般に対し、適切な助言を行っていただけることを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
小町千治氏は、総合商社における海外事業を含む豊富な職務経験と、金融機関における企業経営の豊富な経験や実績を有しており、当社の経営全般に対し、適切な助言を行っていただけることを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
5. 過去5年間に他の株式会社の役員に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において不当な業務執行が行われた事実について
及川隆夫氏が平成27年6月まで取締役を務めた日本コンクリート工業株式会社において、その在任中に同社社員による基礎ぐい工事における施工管理データ流用の事実があり、平成28年1月に同社は、国土交通省関東地方整備局長より勧告を受けております。
6. 及川隆夫氏および小町千治氏は、当社の取締役に就任してから2年になります。
7. 当社は、及川隆夫氏および小町千治氏が選任された場合は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
- なお、この責任の限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとしております。

8. 及川隆夫氏および小町千治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が承認可決された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 小澤徹夫氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。監査役候補者 水川聡氏は、監査役 小澤徹夫氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了すべきときまでとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
みずかわ さとし 水川 聡 (昭和54年11月29日生)	平成16年10月 弁護士登録 平成23年7月 祝田法律事務所 平成24年1月 同事務所パートナー（現任） 平成29年5月 株式会社東京衡機社外監査役（現任）	0株

- (注) 1. 水川聡氏は新任の社外監査役候補者であります。
 2. 水川聡氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 社外監査役候補者の選任理由および社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由について
 水川聡氏は弁護士として企業法務に関する豊富な知識と経験を有しており、当社において監査機能を十分に発揮していただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
 4. 水川聡氏が選任された場合は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
 なお、この責任の限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとしております。
 5. 水川聡氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が承認可決された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

